

消費税制度の概要セミナー

～インボイス制度の特例措置、税率区分を再確認～

令和5年10月から開始されたインボイス制度の特例措置は6年間定められています。期間中は適格請求書がなくても一定割合の仕入税額控除を受けられ、令和8年9月30日までは80%の控除、令和8年10月1日から令和11年9月30日は50%の控除が可能です。

また、物価高騰の余波による販売額への価格転嫁が生じられ、消費税課税事業者に登録される事業所も多く見受けられます。そのような中、改めて、インボイス制度の概要を説明するセミナーを開催いたします。

日 時 令和7年6月18日（水）

午後1時30分～午後3時まで

場 所 かるまい文化交流センター 第1・2会議室

講 師 税理士 高野橋 和彦 氏

（岩手県商工会連合会エキスパート登録専門家）

内 容 ①インボイス制度の概要説明

（特例措置に伴う取引先への対応方法、各種特例措置の説明）

②消費税率区分ごとの経理処理

（仕分け処理の説明）

申込み 裏面の申込書に記載の上、軽米町商工会へお申込みください。

主 催 岩手県商工会連合会

共 催 軽米町商工会

後 援 軽米町青色申告会



消費税制度セミナー

申 込 書

F A X : 0195-46-3459

軽米町商工会 行

【電話番号 : 0195-46-2711】

事業所名		電話番号	
所在地		FAX 番号	
受講者①		受講者②	
受講者③		メールアドレス	
講師等への 事前質問			